	スポーツ具		三年
	劇場用観客いす		三年
	どんちょう及び幕		五年
	衣しょう、かつら、小道具及び大道具		二年
	その他のもの		
	主として金属製のもの		一〇年
	その他のもの		五年
	生物		
	植物		二年
	貸付業用のもの		一五年
	その他のもの		
	動物		
	魚類		二年
	鳥類		四年
	その他のもの		八年
	前掲のもの以外のもの		
	映画フィルム（スライドを含む。）、磁気テープ及びレコード		二年
	シート及びロープ		二年
	きのこ栽培用ほだ木		三年
	漁具		三年
	葬儀用具		三年
	楽器		五年
	自動販売機（手動のものを含む。）		五年
	無人駐車管理装置		五年
	焼却炉		五年
	その他のもの		
	主として金属製のもの		一〇年
	その他のもの		五年
機械及び装置	前掲する資産のうち、当該資産について定められている耐用年数による前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの		一五年 八年
食料品製造業用設備			一〇年
飲料、たばこ又は飼料製造業用設備			一〇年

繊維工業用設備	炭素繊維製造設備	三年
	黒鉛化炉	七年
	その他の設備	七年
	その他の設備	八年
木材又は木製品（家具を除く。）製造業用設備		
家具又は装備品製造業用設備		一一年
パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備		一二年
印刷業又は印刷関連業用設備	デジタル印刷システム設備	四年
	製本業用設備	七年
	新聞業用設備	三年
	モノタイプ、写真又は通信設備	一〇年
	その他の設備	一〇年
	その他の設備	
化学工業用設備	臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備	五年
	塩化りん製造設備	四年
	活性炭製造設備	五年
	ゼラチン又はにかわ製造設備	五年
	半導体用フォトレジスト製造設備	五年
	フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備	五年
	その他の設備	八年
石油製品又は石炭製品製造業用設備		七年
プラスチック製品製造業用設備（他の号に掲げるものを除く。）		八年
ゴム製品製造業用設備		九年
なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備		九年
窯業又は土石製品製造業用設備		九年